

重度心身障害者（児）医療費助成制度における事務誤りについて

1 制度概要

重度心身障害者（児）医療費助成制度は、重度の障害のある方の医療費負担を軽減するため、医療費の自己負担額の全部又は一部を助成する制度です。対象者には重度心身障害者（児）医療費助成受給券（以下「受給券」といいます。）を交付しており、医療機関等の受診の際に受給券を提示することで、自己負担額の軽減を受けることができます。（所得制限あり）

なお、障害者手帳の等級変更や再判定の結果によっては受給資格を喪失する場合があります。

2 事務誤りの内容

障害者手帳の等級変更や再判定に伴う受給資格の喪失情報が適切に反映されておらず、助成対象外となった後も、次のとおり受給券による助成を継続していたことが判明しました。

- ・身体障害者手帳の等級変更により助成対象外となったにもかかわらず、資格喪失処理を行わず受給券を交付していたもの
- ・身体障害者手帳に再判定年月が設定されていたにもかかわらず、再判定手続が行われず手帳が失効した後も受給券を交付していたもの

3 影響

対象者数	10人
影響期間	令和3年9月分から令和8年7月分まで
返還対象額	計 3,674,916 円 (1人当たり最小額 51,021 円、最高額 990,911 円)

※令和8年5月診療分まで集計。

6～7月診療分は未確定のため今後変更となる見込みです。

4 原因

障害者手帳の等級変更や再判定により受給資格を喪失した場合には、受給者において市への届出及び受給券の返還を行う必要があります。しかし、これらの手続について、市から受給者の方へ十分なご説明ができていなかったこともあり、必要な手続が行われておりませんでした。

また、市においても資格喪失の状況を把握し得る情報を保有していましたが、障害者手帳情報を管理するシステムと医療費助成管理システムが連携しておらず、資格情報の確認体制が十分でなかったことから、資格喪失の把握が遅れたものです。

5 今後の対応

(1) 対象者への対応

対象者には個別説明等を行うとともに、誤って助成した医療費の返還手続を進めてまいります。

(2) 再発防止策

- ・ 資格要件を満たさなくなった場合は、市への届出及び受給券の返還が必要であることについて、受給者への周知を強化し、制度の理解促進を図ります。
- ・ 毎月、障害者手帳情報と医療費助成受給資格者情報のデータ照合を実施し、受給資格の喪失が確認された場合は、受給者に対して必要な手続を案内します。
- ・ 資格確認に係る業務手順を確実に実施するとともに、複数人による確認を実施します。

【お問合せ先】

福祉部 障害福祉課
医療支援班
TEL 043-484-4153